

公益法人制度改革についてのお知らせ



企画課企画係 直通03(5320)7447 都庁内線57-981

一般財団法人移行後の事業内容等について、概要をお知らせいたします。

平成25年4月1日から一般財団法人へ移行します

☆公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、従来の公益法人は、平成25年11月30日までに、公益法人又は一般法人のいずれかへ移行することが必要となりました。

☆（財）東京都人材支援事業団（以下、「事業団」という。）は、認定基準を勘案し、平成25年4月1日に一般財団法人へ移行することとし、平成24年10月に所管庁に対し移行認可申請を行いました。

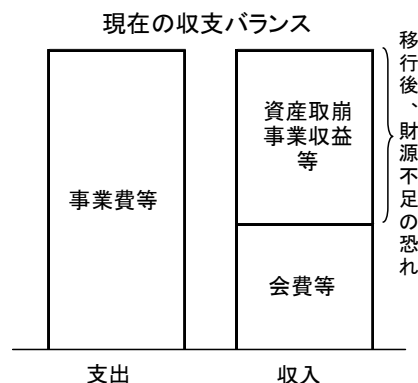
☆平成25年4月1日からは一般財団法人東京都人材支援事業団として、引き続き、会員の皆様を仕事と生活の両面から総合的にサポートしてまいります。

一般財団法人への移行に伴い事業内容の一部が変わります

○ 事業見直しの背景

☆一般財団法人への移行後は、貸金業法及び保険業法の規制対象となることから、事業内容の見直しが必要となります。

☆また、移行時の残余財産は「公益目的の事業等」に利用しなければならなくなることから、これまでのように福利厚生事業の財源として利用することが困難となり、財源不足が想定されます。



○ 検討経過

☆このような背景から、実施事業に対する会員のニーズ等を把握するため会員意向調査（アンケート）を実施し（平成23年7月実施。無作為に抽出した正会員を対象）、結果をいぶき平成24年2月号及びWebいぶき等でお知らせしたところです。

☆また、この間、事業団では、事業団評議員等からなる「福利厚生検討会」や「保険給付融資委員会」、「食堂売店等施設委員会」において、会員意向調査の結果も勘案しつつ、事業の見直しについて検討を行ってまいりました。

☆これら委員会等の検討結果を受け、平成24年9月及び平成25年1月に開催された事業団理事会において、一般財団法人移行後の事業内容が決定されました。



一般財団法人化に伴う事業見直し内容(概要)

現 行		移 行 後
融資事業	生活資金貸付	廃止
	ローンのあっせん	生活資金貸付の代替として、多目的ローンを新規導入 (住宅ローン等のあっせんは継続実施)
給付事業	せん別金	経過措置の前倒し(給付額の少額化)
	弔慰金	会員死亡 : 生命保険により現行と同額支給※1 会員の親族死亡 : 配偶者死亡は給付額の少額化 上記以外の親族死亡は現行と同額支給
	遺族生活支援金	生命保険により弔慰金(会員死亡)に加算して一括支給 ※1※2
	遺児育英支援金	
指定ゲストルーム (ホテルの宴会場、レストランの個室を優待利用)		廃止 ただし、ワーク・ライフ支援事業の割引対象施設に新たに追加することで代替

※1 事業団が生命保険(総合福祉団体定期保険)に加入して実施することとなります。保険料は事業団が全額負担いたします。

※2 保険により弔慰金(会員死亡)が支給される場合のみ、加算の対象となります。

上記のほか、引き続き検討中の事業については、事業団内の各種委員会等で平成25年5月を目途に検討を行ってまいります。